



平成 23 年 9 月 22 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株 式 会 社 S J I
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 李 堅
(J A S D A Q : 2 3 1 5)

問 合 せ 先 :
常務執行役員 コーポレート統轄本部長 大槻 二郎
TEL 03-5769-8200 (代表)

第三者割当により発行される株式の募集および主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 9 月 22 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される株式の募集（以下、「本第三者割当」といいます）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本件に関連し、平成 23 年 9 月 22 日付「中国国内事業強化のための子会社の異動に関するお知らせ」も併せてご覧くださいませようお願い申し上げます。

I. 第三者割当により発行される株式の募集について

1. 募集の概要

(1) 払 込 期 日	平成 23 年 10 月 17 日 (月)
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 109,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株当たり 13,000 円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	1,417,000,000 円
(5) 資 本 組 入 額 の 総 額	708,500,000 円
(6) 調 達 資 金 の 額	1,417,000,000 円 (差引手取概算額：1,401,500,000 円)
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により次の者に割当てます。 CHINA LIANDI ENERGY RESOURCES ENGINEERING TECHNOLOGY LIMITED 71,000 株 左 建中 38,000 株
(8) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的・理由

当社の業績は、経済環境・市場環境の影響もあり、過去数期にわたり低迷しましたが、コスト削減の徹底等の効果により、直近においては収益回復の兆しが見えて参りました。もっとも、当社事業は日本市場と中国市場を主要な二大市場としているところ、その一つである日本市場については、IT市場が成熟期に入ったことに加え東日本大震災の影響もあり、今後も不透明な状況にあります。そこで、当社としても、かかる日本市場の動向を踏まえ事業の選択と集中を行い、実行可能な成長戦略を策定中です。

他方、中国市場については、物価並びに人件費等の上昇によりインフレが進む中、その成長を懸念する声の一部にはあるものの、環境・エネルギー分野を中心として引き続き高い成長が期待される魅力的な市場といえます。

このため、当社は、再び業績を成長軌道に乗せるため、まずは高成長が期待できる中国での事業展開を一層強化することが経営の最大の課題と位置付けております。

このような状況の下、当社は、当社の持分法適用会社であって中国のエネルギー分野(特に石油分野)にITサービス・各種エンジニアリングサービス等を提供し安定的・良好な業績を上げるとともに、同分野に強い顧客基盤を有している LianDi Clean Technology Inc. (以下「LNDT」といいます。)の子会社化を以下に述べるような経緯・理由で決定いたしました。

当社は、平成20年2月に、当時の「新中期経営計画(計画期間2007年度～2010年度)」で掲げた重点施策の一つである「(海外における)経済成長の流れに乗った『異業種ビジネス』への進出」を目的として、現在のLNDTの主要子会社でありかつ、現在のLNDTの会長兼CEOである左建中氏(以下「左氏」といいます。)が董事長を務める華深貿易(国際)有限公司(以下「華深」といいます。)の株式を51%取得し、同社を子会社化しました。また、当社は、同年3月には、華深の兄弟会社も買収する目的で、それらの親会社である Lian Di Petrochemical Tech. Ltd (聯迪石化科技有限公司。以下「旧LNDT」といいます。)を子会社化(持分比率51%)し、華深及びその兄弟会社を旧LNDTの子会社とする組織再編等を行いました。

その後、当社と左氏は、旧LNDTの株式を米国ナスダック市場に上場することを目指し、旧LNDTと米国OTCブリテンボードに登録済みの米国ネバダ州の既法人との合併等を行い、LNDTを持株会社とする現在の体制に変更しました。また、旧LNDTはこれらの体制変更と併せて、上場基準(株主数)を充足しつつ資金調達を図るべく、110社・名の機関投資家らを引受人として、総額2,700万米ドル規模の増資を行いました。

他方、当社は当時、LNDTの米国ナスダック市場への上場により投下資本を回収する方針であり、増資に併せてLNDT株式を新たに取得するなどの追加投資は行いません

した。そこで、これら一連の取引によりLNDTは、平成22年3月に当社の連結子会社(持分比率51%)から持分法適用会社(持分比率35.98%)となりました。

時を経て、本年(平成23年)4月に左氏より、①LNDTは、適切に企業価値が評価される市場の選択も含めて上場戦略を再構築中であり、この間LNDT単独で事業を進めるよりも有力な企業と提携した方が事業面・財務面で一層経営が安定化すること、特に今後事業の一層の拡大が見込まれることに伴い事業資金の調達が必要になるが、当社の子会社になることにより当社グループの信用を背景に資金調達がしやすくなること、および②LNDTは既に当社の持分法適用会社であるところ、LNDTとしても新たに提携先を探すよりも現在も役員の派遣を受けている当社との提携を更に強化することが効率的であることを理由に、当社がLNDTを子会社化することを検討して欲しい旨の依頼が寄せられました。

これに対して、当社は、既述のとおり高成長が期待できる中国での事業展開を一層強化することが経営の最大の課題と位置付けていたことから、LNDTの子会社化の検討を進めた結果、①市場規模・成長性ともに期待できる中国石油業界の設備・機器需要、IT需要等の取り込みが期待でき、またLNDTを子会社化することにより当社連結業績への寄与が期待できること、②LNDTの子会社が制御系ソフトウェア開発を行っていることから、LNDTの子会社化により、同ソフトウェア開発で協業が期待できること、ならびに③当社は、日本企業に対して中国市場での提携先を紹介することも手がけているところ、実際に当社の仲介によりLNDTの子会社と日本企業との提携が実現した実績もあり、今後もLNDTの子会社を提携先候補として日本企業に紹介する機会が益々増加すると想定されることから、LNDTを当社の子会社とすることについて、今般、左氏と合意に達しました。

については、当社は、LNDTの普通株式5,400,000株(14.81%)をUS\$25,920,000.00(約1,996百万円)にて取得する事を決定するとともに、当該普通株式取得資金の調達のため本第三者割当を行うことを決定いたしました。

(注) 1. 現在、当社はLNDTの株式を13,113,738株(35.98%)保有しておりますので、今回取得する株式5,400,000株(14.81%)を加算しますと18,513,738株(50.79%)となり、同社を子会社化することとなります。

2. 本第三者割当による差引手取概算額1,401,500,000円につきましては、LNDTの普通株式5,400,000株の購入資金US\$25,920,000.00(約1,996百万円)に充当する予定であります。なお、購入資金(邦貨換算額約1,996百万円)のうち不足部分については取引金融機関等より調達を行う予定であります。また、

取得価額の日本円換算はUS\$1=77.00円で行っております。

(2) 自己資本を拡充していくにあたっての方針との整合性

当社の自己資本比率は40%後半代と比較的高い水準にあることから、自己資本の一層の充実、ROEの観点からは収益目標のハードルを一層高めるものとなります。

しかし、①低金利環境とは言え有利子負債の拡大は収益の圧迫をもたらすこと、②また、資金使途がLNDTを子会社化するための同社株式取得であり長期的かつ安定的な資金が好ましいこと、から本第三者割当を決定しました。

(3) 株式の希薄化による株主に対する影響

本第三者割当による新株式の発行数量は109,000株となり、本第三者割当実施前の当社の発行済普通株式に係る議決権の総数716,870個の15.20%であり、当社株式の一定の希薄化が生じますが、下記の点を考慮して、発行数量及び希薄化の規模は、既存株主の皆様にとっても合理的であると判断しました。

- ① 高成長が期待できる中国国内の石油事業社向けに設備・機器販売、ITサービス等を提供し、かつ同分野に強い顧客基盤有しているLNDTを子会社化することにより、旺盛かつ高成長が期待できる中国石油業界の設備・機器需要、IT需要等を取り込むことができ、結果として当社の業績が向上し、長期的には希薄化を上回る1株あたり当期純利益（以下、「EPS」といいます。）の向上が期待できること。
- ② 本株式の割当予定先は、今般当社が子会社化を行おうとしているLNDTの会長兼CEOである左氏および同人が唯一の役員であり100%の株式を保有する資産管理会社であるCHINA LIANDI ENERGY RESOURCES ENGINEERING TECHNOLOGY LIMITED（以下、「CHINA LIANDI」といいます。）であることから、LNDTの収益向上を通じて、当社の収益向上に寄与するというコミットメントが期待でき、ひいては当社のEPSが向上し、最終的に既存株主の皆様にとってもメリットがもたらされると期待できること。

(4) 既存株主にとってのメリット・デメリット

ア. メリット

前述のとおり、本第三者割当に係る新株の割当先は、今般当社が子会社化を決定したLNDTの会長兼CEOである左氏および同人が代表者であり100%の株式を保有する資産管理会社であるCHINA LIANDIであることから、LNDTの業績向上を通じて当社の収益が向上することについて、左氏らの強いコミットが得られることが見込まれます。

イ. デメリット

既述のとおり、短期的には、株式希薄化の影響があります。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	1,417,000,000 円
発行諸費用の概算額	15,500,000 円
差引手取概算額	1,401,500,000 円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の内訳は、主に弁護士費用 (10,000,000円)、登記費用その他費用 (5,500,000円) です。

(2) 調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額	支出予定時期
LianDi Clean Technology Inc. の普通株式 5,400,000 株 の 購 入 資 金 US\$25,920,000.00 (邦貨換算額約 1,996 百万円) への充当	1,401,500,000 円	平成 23 年 10 月 17 日

- (注) 1. 不足部分については、取引金融機関より調達を行う予定であります。
2. 支出予定時期は平成 23 年 10 月 17 日ですが、LNDT の株式引渡期日はこれよりも早い平成 23 年 9 月 27 日を予定日としました。これは、当社と、LNDT 株式の売主である CHINA LIANDI との間で、LNDT 株式の引渡手続き開始を先に行うことについて合意したことに依るものです。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

LNDT は、中国国内の大手石油会社に対して、各種のエンジニアリングサービス・IT サービスを提供し安定的かつ良好な業績を残しており、今後も LNDT の業績は成長が期待できることから、当社の EPS の向上につながるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額については、平成 23 年 8 月 31 日までの 1 カ月間 (平成 23 年 8 月 1 日から同月 31 日まで) に株式会社大阪証券取引所 (以下、「大阪証券取引所」といいます。) が公表した当社普通株式の終値 (以下、「終値」といいます。) の平均値 12,498 円 (円未満切り捨て)、および平成 23 年 8 月 31 日までの 3 カ月間 (平成 23 年 6 月 1 日から 8 月 31 日まで) の終値の平均値 13,237 円 (円未満切り捨て) を参考に、当社と割当予定先との間で協議・交渉を行いました。交渉は、中間値である 12,867 円からスタートしましたが、当社が、当社及び既存

株主にとって有利な価額を主張したところ、割当予定先が当社の主張を受け入れ、本件第三者割当による新株発行に係る取締役会（以下「本件取締役会」といいます。）の決議日の前営業日の大阪証券取引所の終値 11,550 円に 12.55%のプレミアムを加えた 13,000 円とすることで、合意に達しました。

なお、協議に際して上記のような終値の平均値を参考としたのは、当社と割当予定先とが具体的な発行価額の協議に入ったのが平成 23 年 7 月末からであり、大阪証券取引所における当社普通株式の株価が緩やかではあるものの下落傾向にあったことから、なるべく協議時に近い時点における株価であって、かつ日々の変動を排除した株価の平均値を協議の参考とすることに割当予定先と当社とが合意したことによるものです。

また、発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に 0.9 を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長 6 ヶ月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額とすることができる。」（以下「日本証券業協会メルクマール」といいます。）とされております。これを本第三者割当について見ますと、当該発行価額は、本件取締役会決議日である平成 23 年 9 月 22 日の前営業日（平成 23 年 9 月 21 日）の大阪証券取引所における終値 11,550 円に対して 12.55%のプレミアム、本件取締役会決議日の前営業日までの 1 ヶ月間（平成 23 年 8 月 22 日から平成 23 年 9 月 21 日まで）の終値の平均値 11,979 円に対して 8.52%のプレミアム、本件取締役会決議日の前営業日までの 3 ヶ月間（平成 23 年 6 月 22 日から平成 23 年 9 月 21 日まで）の終値の平均値 12,812 円に対して 1.46%のプレミアム、ならびに本件取締役会決議日の前営業日までの 6 ヶ月間（平成 23 年 3 月 22 日から平成 23 年 9 月 21 日まで）の終値の平均値 13,367 円に対して 2.74%のディスカウントであり、これを満たしていることから、上記払込金額はいわゆる有利発行に該当しないものと判断しております。

他方、本件取締役会に出席した全監査役からも、『本件取締役会決議日である平成 23 年 9 月 22 日の前営業日（平成 23 年 9 月 21 日）の大阪証券取引所における終値 11,550 円に対して 12.55%のプレミアム、本件取締役会決議日の前営業日までの 1 ヶ月間（平成 23 年 8 月 22 日から平成 23 年 9 月 21 日まで）の終値の平均値 11,979 円に対して 8.52%のプレミアム、本件取締役会決議日の前営業日までの 3 ヶ月間（平成 23 年 6 月 22 日から平成 23 年 9 月 21 日まで）の終値の平均値 12,812 円に対して 1.46%のプレミアム、ならびに本件取締役会決議日の前営業日までの 6 ヶ月間（平成 23 年 3 月 22 日から平成 23 年 9 月 21 日まで）の終値の平均値 13,367 円に対して 2.74%のディスカウントである』ことから、日本証券業協会メルクマールにあてはめると有利発行に当たらないと考えられ、当該発行価額は『募集株式を引き受ける者に特に有利な金額』（会社法第 199 条第 3 項）には該当せず、ゆえに株主総会の特別決議（会社法第 309 条第 2 項第 5 号）は不要であり、本取締役会において本第三者割当の決議を

行うことは適法（会社法第 201 条第 1 項）である」旨の見解を得ております。

（注）割当予定先は左氏と CHINA LIANDI の 2 者ですが、CHINA LIANDI は左氏が代表者であり 100%の株式を保有する資産管理会社であることから、発行条件等の協議は当社と左氏との間で行われました。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による新株式の発行数量は 109,000 株となり、本第三者割当実施前の当社の発行済普通株式に係る議決権の総数 716,870 個の 15.20%であり、当社株式の一定の希薄化が生じますが、下記①②の 2 点により、発行数量及び希薄化の規模は、既存株主の皆様にとっても合理的であると判断しました。

①高成長が期待できる中国国内の石油事業社向けに、IT サービス・エンジニアリングサービスを提供し、かつ同分野に強い顧客基盤有している LNDT を子会社化することにより、旺盛かつ高成長が期待できる中国石油業界の設備・機器需要、IT 需要等を確保することができ、結果として当社の業績が向上し、長期的には希薄化を上回る EPS の向上が期待できること。

②本株式の割当予定先は、今般当社が子会社化を行おうとしている LNDT の会長兼 CEO である左氏および同人が代表者であり 100%の株式を保有する資産管理会社である CHINA LIANDI であることから、LNDT の収益向上を通じて、当社の収益向上に寄与するというコミットメントが期待でき、ひいては当社の EPS が向上し、最終的に既存株主にとってもメリットがもたらされると期待できること。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

①CHINA LIANDI ENERGY RESOURCES ENGINEERING TECHNOLOGY LIMITED

（1）商号	CHINA LIANDI ENERGY RESOURCES ENGINEERING TECHNOLOGY LIMITED (チャイナ リアండి エネルギー リソース エンジニアリング テクノロジー リミテッド)
（2）本店所在地	British Virgin Islands
（3）代表者の役職・氏名	左 建中
（4）事業内容	資産管理業務、投資業務、貿易業務等
（5）資本金の額	US\$ 50,000.00
（6）設立年月日	2009年10月21日
（7）純資産	US\$ 37,396千
（8）総資産	US\$ 51,887千
（9）大株主及び持株比率	左 建中 100.00%

(10) 上場会社と当該会社の関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 1. 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成 23 年 9 月 22 日現在におけるものであります

2. British Virgin Islands(以下、「BVI」と言います。)の制度上、BVI に設立された法人でありかつ BVI 内部で事業を営んでいない法人は、決算書を作成提出する義務を負いません。

CHINA LIANDI は、BVI に設立された法人であり、かつ BVI 内で事業を行っていないことから、決算書を作成しておりません。

②左 建中

(1) 氏名	左 建中
(2) 住所	Admiralty Hong Kong
(3) 上場会社と当該個人との関係	当社と当該個人(その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。)の間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該個人並びに当該個人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成 23 年 9 月 22 日現在におけるものであります

※ 左氏が会長兼CEOを務めるLNDTは、会社の沿革、役員、主要株主等を公開している米国OTCブリテンボードに株式を登録しており、役員・従業員等の不当な取引の禁止を倫理規定において定めることが米国の法律(「Sarbanes-Oxley Act of 2002」、いわゆる「米国SOX法」)により義務付けられています。そして、LNDTの倫理規程では、「会社の顧客、仕入先、競業者、及び従業員に対して公平に対応し、不正操作、隠ぺい、特権的な情報の濫用、重要な事実の不実表示、その他の不当な取引により、他者を不当に利用しない。」「外国、連邦、州、省、及び地方政府、並びに他の適切な民間及び公的規制機関の規則及び規制(インサイダー取引法を含む)を遵守する。」と規定されていることから、反社会的勢力と取引その他の交際を行うことは、日本国の公的規制機関の適切な規則および規制に違反することになり、LNDTの前記規定に違反することとなります。従って、LNDT

は不当な取引の典型例である反社会的勢力との取引その他一切の関係についても遮断しており、LNDTの役員である左氏についても反社会的勢力との取引その他一切の関係がないと言えることができます。

また、当社は、法務アドバイザー機関の Foundation Advisers Limited に所属する英国法廷弁護士を用いて①CHINA LIANDI に対して貸付を行っている SPEEDY ASIA 社の香港における登記事項の確認を行いその実在性を確認するとともに、SPEEDY ASIA 社、同社の取締役及び主要株主が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力とも関係がない事を確認するとともに、②左氏に対して貸付を行っている Capital 社の香港における登記事項の確認を行いその実在性を確認するとともに、Capital 社、同社の取締役及び主要株主が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力とも関係がない事を確認しました。さらに、関係会社の存在については、登記詳細に表示されるところ、SPEEDY ASIA 社及び Capital 社の両社とも、直近の登記詳細を見る限り、関係会社は明記されておりません。

なお、CHINA LIANDI は左氏が 100%出資者でかつ唯一の役員である同人の資産管理会社であり主体的に事業を行っておらず、反社会的勢力との関係において、左氏と実質的に同一です。このような事実から、当社は、左氏及び CHINA LIANDI が反社会的勢力と一切関係がないものと判断しております。

更に、当社は、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係が無いことを確認しており、その旨の確認書を大阪証券取引所に提出しています。

（2）割当予定先を選定した理由

既述のとおり、当社は、業績向上をはかるため、当社の持分法適用会社であって、中国のエネルギー分野（特に石油分野）に各種エンジニアリングサービス・ITサービス等の提供を行い、かつ同分野に強い顧客基盤を有している LNDT を子会社化することを決定し、当該子会社化のために必要な資金を本第三者割当によって調達します。

LNDTの子会社化を検討する過程で、当社は、左氏が中国の石油業界に明るく、かつ広い人脈を有していることから、LNDTを当社が子会社化した後も、LNDTの業績を今後一層向上させ、ひいては、当社の業績をもまた向上させるためには、当社がLNDTの経営にコミットするのみならず、左氏にもLNDTの業績向上に引き続き一層コミットして頂くことが必要であると考えました。

そこで、当社は、LNDT業績向上へのコミットを得るためのインセンティブとして、左氏およびLNDTの大株主でかつ左氏が代表者であり100%の株式を保有する資産管理会社であるCHINA LIANDIの両者にて、当社株式を引受けることを打診しておりましたところ、LNDTを当社の子会社化することについて当社と左氏との間で合意に達したことにともない、左氏ならびにCHINA LIANDIの両者による当社株式引受について、左氏より応諾の意思表示があり、今般、当社は左氏及びCHINA LIANDIの両者に当社株式を割り当てることとしたものです。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、本第三者割当により割り当てる新株式（以下「本株式」といいます。）について CHINA LIANDI 及び左氏との間で継続保有に関する書面での取決めは行っていませんが、本株式の保有方針については、CHINA LIANDI 及び左氏より、中長期的に当社業績の回復・成長による株価の上昇を見極めつつ、その時点での株価水準および株式の需給に与える影響等を考慮して保有方針を検討したいとの意向であることを口頭にて確認しております。

また、当社は、CHINA LIANDI 及び左氏から払込期日より2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を大阪証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得ており、当該確約書を受領する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① CHINA LIANDI ENERGY RESOURCES ENGINEERING TECHNOLOGY LIMITED

CHINA LIANDI の取引銀行が発行する3か月間の取引明細書により当社が本第三者割当の払込に十分な預金を保有している事を確認しました。

CHINA LIANDI の取引明細書には、平成23年7月31日にUS\$2,000,000-、同年8月16日にUS\$11,500,000-の入金が記録されており、当社は左氏これらの資金の出所を確認したところ、左氏の知人が経営する SPEEDY ASIA INTERNATIONAL LTD（以下「SPEEDY ASIA 社」といいます。）から借り入れたもの（借入期間：3か月、借入利率：年7.50%、返済条件：期限に一括返済）との回答を得て、借入契約書によりこの事実を確認しました。

また、当社は、法務アドバイザー機関の Foundation Advisers Limited に所属する英国法廷弁護士を用いて SPEEDY ASIA 社の香港における登記事項の確認を行いその実在性を確認するとともに、SPEEDY ASIA 社及び同社の取締役が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力とも関係がない事を確認しました。なお、当社は SPEEDY ASIA 社に対してこれらの貸付資金の原資を開示する事を依頼しましたが、SPEEDY ASIA 社より、業務上の秘密であり回答できないとして拒否されました。

なお、CHINA LIANDI は、保有する L N D T の普通株式 5,400,000 株を当社に対して売却することにより平成23年10月17日にUS\$25,920,000-（邦貨換算額約1,996百万円）を取得することから、当社は左氏より CHINA LIANDI が SPEEDY ASIA 社からの上記借入金を返済する事に何ら問題がないとの説明を受けています。

以上より、当社としては、CHINA LIANDI が本第三者割当の払込について特段問題がないものと判断しております。

② 左建中

左氏の取引銀行が発行する3ヶ月間の取引明細書により左氏が本第三者割当の払込に見

合う預金を保有している事を確認しました。

左氏の取引明細書には、平成 23 年 8 月 17 日に Capital Bloom limited(以下「Capital 社」といいます。)より、HK\$43,500,000 - の入金記録されていたため、当社が左氏に確認したところ、Capital 社からの借入れ(借入期間:3 か月、借入利率:年 7.00%、返済条件:期限に一括返済)であるとの回答を得て、借入契約書によりこの事実を確認しました。当該預金残高については、為替等を考慮すると充分とは言えませんが、左氏及び左氏が 100%出資し唯一の役員である資産管理会社である CHINA LIANDI の預金残高と合算すれば、本第三者割当の払込みに足る預金を保有していると判断しております。加えて、万が一仮に、本第三者割当の払込資金が不足するような事態になった場合には、左氏が責任を持って CHINA LIANDI から借入等の対応を行う旨、同氏から確約を得ております。

また、当社は、法務アドバイザー機関の Foundation Advisers Limited に所属する英国法廷弁護士を用いて Capital 社の香港における登記事項の確認を行いその実在性を確認するとともに、Capital 社及び同社の取締役が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力とも関係がない事を確認しました。

なお、当社は Capital 社に対してこの貸付資金の原資を開示することを依頼しましたが、Capital 社より、業務上の秘密であり回答できないとして拒否されました。

また、当社は左氏より、上述のとおり CHINA LIANDI は当社より平成 23 年 10 月 17 日に L N D T の普通株式の売却代金 US\$25,920,000.00 (邦貨換算額約 1,996 百万円)を取得すること、CHINA LIANDI は左氏が 100%出資し唯一の役員である資産管理会社であることから左氏はこれを原資として、Capital 社からの上記借入を十分に返済できるため、左氏が Capital 社からの上記借入金を返済することに何ら問題がないとの説明を受けております。

以上より、当社としては、左氏が本第三者割当の払込について特段問題がないものと判断しております。

③ 借入先の資金について自己資金であることが確認できないにも関わらず特段問題ないと当社が判断した理由

左氏及び CHINA LIANDI が現時点において本第三者割当の払込に充てるために確保している資金は、いずれも借入金によるもので借入先自身の自己資金であることは確認できておりません。

既述の通り、当社が確認できた、左氏及び CHINA LIANDI が現時点において本第三者割当の払込に充てるために確保している資金は、いずれも借入金によるものであり、その資金の貸主である SPEEDY ASIA 社及び Capital 社が、当該貸付に用いた資金をどこから調達したかについては両社に問い合わせたものの回答を得られておらず、結果

として確認できておりません。

しかし、当社は、法務アドバイザー機関の Foundation Advisers Limited に所属する英国法廷弁護士を用いて Capital 社およびの SPEEDY ASIA 社の香港における登記事項の確認を行い、両社の実在性を確認するとともに、両社の取締役が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力とも関係がない事を確認しました。更に、両社の Corporate Secretary は、それぞれ香港の公認会計士事務所の関連会社の公認会計士であることも、前記、英国法廷弁護士を通じて確認しております。

加えて、両社の Corporate Secretary である香港の会計士事務所（関連会社も含め）は、「香港の一般法規を遵守するとともに、Hong Kong Institute of Certified Public Accountants（香港会計師公会）のメンバーとして同会の定めるところのコンプライアンス及び倫理基準を遵守する立場にある。」旨、前記英国法廷弁護士から報告を受けております。

従って、Capital 社及び SPEEDY ASIA 社の Corporate Secretary が、香港一般法規および Hong Kong Institute of Certified Public Accountants の定めるコンプライアンス及び倫理基準を遵守することにより、マネーロンダリングあるいは反社会的勢力のチェックを行っていることから、Capital 社及び SPEEDY ASIA 社は、反社会的勢力から資金調達を行うことを含め、反社会的勢力との関係が遮断されているものと当社は判断いたしました。

以上のことから、当社は、SPEEDY ASIA 社及び Capital 社からの借入金の原資が両社の自己資金であるかは不明ですが、両社は反社会的勢力から資金調達を行うようなことはなく、特段問題はないと判断いたしました。

(注) 1. Corporate Secretary（秘書役）とは、香港も含め英連邦系の法体系を採用した国・地域の会社法において定められた役職であり、香港では、会社登記所（Company Registry）とのやりとりから、決算決議、その他重要な事項に関する決議には副署する立場にあります。香港においては、香港会社法(Companies Ordinances)の154条の下に、すべての会社法人は取締役(director)と、Secretary を設けることが必要とされており、同法律、関連法規、並びに判例により、Corporate Secretary は、下記業務内容の他に、会社のコンプライアンスに対して責任を有しております。

また、Corporate Secretary は、重要事項に関する決議に副署する立場を通じて、会社がどのような行動をとるかをチェックでき、場合によっては副署を拒むなど対抗措置をとることが可能です。

◎Corporate Secretary の具体的な業務例

- a. 会社登記所に提出する書類の作成

- b. 認証のための副署 (Countersigning)
- c. 取締役会議事録などの法定帳簿や未発行株券などの整備・保管
- d. 株主総会招集通知、取締役会招集通知などの作成・発送
- e. 発行する株券への署名

2. 香港では、Corporate Secretary の任には主に公認会計士があたり、当然のことながら善管注意義務を負う立場にあります。また上記の通り法律により会社のコンプライアンスに対する責任を負っていることから、マネーロンダリング、または反社会勢力による法人の悪用に対して、法規、倫理基準に即した対応を求められております。

SPEEDY ASIA 社、Capital 社の両社とも、公認会計士が会計事務所の関連会社を通じてこの任に当たっておりますが、当社は、前記英国法廷弁護士を通じて Capital 社および SPEEDY ASIA 社の Corporate Secretary に直接確認を行い「マネーロンダリングや反社会勢力の関与に対抗する善管注意義務を負っている」旨の回答を得ております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成23年9月22日現在）		募 集 後	
Digital China	23.65%	Digital China	20.53%
Software(BVI)Limited		Software(BVI)Limited	
株式会社S R Aホールディングス	7.02%	CHINA LIANDI ENERGY RESOURCES ENGINEERING TECHNOLOGY LIMITED	8.57%
KING TECH SERVICE HK LIMITED	6.95%	株式会社S R Aホールディング ス	6.10%
李 堅	5.86%	KING TECH SERVICE HK LIMITED	6.04%
琴井 啓文	3.81%	李 堅	5.09%
エヌ・ティ・ティ・コムウェア株 式会社	3.75%	左 建中	4.59%
イーピーエス株式会社	3.46%	琴井 啓文	3.31%
株式会社ブロードリーフ	3.45%	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株 式会社	3.26%
周 誠	1.67%	イーピーエス株式会社	3.00%
大阪証券金融株式会社	1.45%	株式会社ブロードリーフ	3.00%

(注) 1. 募集前の持株比率は、平成23年3月31日現在の株主名簿及び平成23年9月22日までに当社が確認した事項に基づき記載しております。

2. 募集後の持株比率は、平成23年3月31日現在の株主名簿をもとに、平成23年9月22日までに当社が確認した株式の異動状況及び今回の第三者割当増資で増加予定の株式数を加算し、作成しております。

8. 今後の見通し

今般調達する資金は、LNDTを当社の子会社とするために、同社の普通株式5,400,000株を購入するための資金に充当します。LNDTの子会社化が当社の業績に及ぼす影響等については現在精査中であり、判明次第速やかに公表いたします。

なお、本件第三者割当は、希釈化率が15.20%であることから、大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成21年3期	平成22年3期	平成23年3期
連結売上高	25,794百万円	22,020百万円	17,812百万円
連結営業利益	1,441百万円	1,316百万円	692百万円
連結経常利益	1,247百万円	1,241百万円	821百万円
連結当期純利益	△248百万円	80百万円	8百万円
1株当たり連結当期純利益	△523円80銭	149円98銭	11円26銭
1株当たり配当金	200円	100円	200円
1株当たり連結純資産	15,496円07銭	15,518円80銭	15,206円78銭

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成23年9月22日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	718,799株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	132,417株	15.82%
下限値の転換価額における潜在株式数	一株	-%
上限値の転換価額における潜在株式数	一株	-%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始値	35,600円	13,000円	21,700円
高値	38,500円	42,400円	24,500円
安値	11,620円	10,060円	10,950円
終値	13,200円	21,780円	14,180円

② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	18,180円	14,290円	14,200円	13,510円	13,600円	13,040円
高値	18,800円	14,290円	14,690円	14,100円	14,360円	13,300円
安値	10,950円	12,800円	13,350円	13,300円	12,700円	11,620円
終値	14,180円	14,190円	13,990円	13,650円	13,150円	12,150円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成 23 年 9 月 21 日
始 値	11,490 円
高 値	11,550 円
安 値	11,030 円
終 値	11,550 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払 込 期 日	平成 21 年 12 月 29 日
調 達 資 金 の 額	3,600,000 千円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1 株につき 16,500 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	498,799 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	220,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	718,799 株
割 当 先	Digital China Software (BVI) Limited 170,000 株 KING TECH SERVICE HK LIMITED 50,000 株
当 初 の 資 金 使 途	平成 21 年 11 月 4 日付の当社取締役会において決議いたしました第三者割当による自己株式の処分によって調達した資金 (約 3.8 億円) とあわせ、調達資金の半分程度 (約 20 億円) を借入金の返済に充当する予定であり、残りの半分をオフショア開発の増強、中国向け IT ソリューションサービス、日系企業へのグローバル・サポート・サービス等の中国における事業投資資金 (約 10 億円) 及び中国におけるオフショア開発会社等の企業買収資金 (約 10 億円) に充当する予定であります。
当 初 の 支 出 予 定 時 期	平成 21 年 12 月以降
現 時 点 に お け る 資 金 の 充 当 状 況	調達資金の使途の状況ですが、オフショア開発強化の為に神州数碼通用軟件有限公司を約 10 億円で買収いたしました。また、中国における日系企業へのグローバル・サポート・サービス等の事業投資資金につきましては、当初 10 億円で予定しておりましたがデジタルチャイナグループ向け金融端末等の貿易業務が拡大し約 15 億を投入しております。尚、金融機関に対する返済は当初 20 億円程度予定しておりましたが経済状況の不安定さを考慮して手元資金を積み増し返済には約 10 億円充当いたしました。

・第三者割当による自己株式の処分

処 分 日	平成 21 年 12 月 29 日
処分した株式種類・数	普通株式 23,000 株
処 分 価 額	1 株につき 16,500 円
処 分 価 額 の 総 額	379,5000 千円
処 分 先	株式会社 S R A ホールディングス
処分時における発行済株式総数	498,799 株
当初の資金用途	平成 21 年 11 月 4 日付の当社取締役会において決議いたしました第三者割当増資によって調達した資金（約 36 億円）とあわせ、調達資金の半分程度（約 20 億円）を借入金の返済に充当する予定であり、残りの半分をオフショア開発の増強、中国向け I T ソリューションサービス、日系企業へのグローバル・サポート・サービス等の中国における事業投資資金（約 10 億円）及び中国におけるオフショア開発会社等の企業買収資金（約 10 億円）に充当する予定であります。
当初の支出予定時期	平成 21 年 12 月以降
現時点における資金の充 当 状 況	調達資金の用途の状況ですが、オフショア開発強化の為に神州数碼通用軟件有限公司を約 10 億円で買収いたしました。また、中国における日系企業へのグローバル・サポート・サービス等の事業投資資金につきましては、当初 10 億円で予定しておりましたがデジタルチャイナグループ向け金融端末等の貿易業務が拡大し約 15 億を投入しております。尚、金融機関に対する返済は当初 20 億円程度予定しておりましたが経済状況の不安定さを考慮して手元資金を積み増し返済には約 10 億円充当いたしました。

10. 発行要項

別紙をご参照ください。

II. 主要株主の異動について

1. 異動予定年月日

平成23年10月17日

2. 異動が生じた経緯

上記 I のとおり、第三者割当により発行される株式の募集の実施に伴い、当社の主要株主に異動が生じるものであります。

3. 異動した株主の概要

(1) 氏名	左 建中
(2) 住所	Admiralty Hong Kong

4. 当該株主の所有議決権数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合※	大株主順位
異動前 (平成23年3月31日 現在)	— (—)	—	—
異動後	109,000個 (109,000株)	13.19%(注)	第2位

- (注) 1. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 1,929株
平成23年10月17日現在の発行済株式総数 827,799株
2. 異動後の議決権の数は左氏およびCHINA LIANDIが有する議決権の個数を合算したものです。これは、CHINA LIANDIは左氏が代表者であり100%の株式を保有する資産管理会社であることから、CHINA LIANDIが所有する議決権は実質的に左氏が所有するものであり、従って左氏が「自己または他人の名義をもって総株主の議決権の100分の10以上の議決権を保有している株主」（金融商品取引法第163条第1項）に該当すると当社が判断したことによるものです。

5. 今後の見通し

左氏の保有方針については、I 6（3）割当予定先の保有方針をご参照ください。

以 上

(別紙) 新株発行要項

株式発行要項

1. 発行する募集株式の数 普通株式 109,000 株
2. 募集株式の払込金額 1 株当たり金 13,000 円
3. 払込金額の総額 1,417,000,000 円
4. 増加する資本金および資本準備金
増加する資本金は 1 株につき金 6,500 円 (総額 708,500,000 円) であります。
また、増加する資本準備金の額は、708,500,000 円であります。
5. 申込期日 平成 23 年 10 月 17 日 (月)
6. 払込期日 平成 23 年 10 月 17 日 (月)
7. 募集株式の割当方法、割当予定先および割当株式数
第三者割当の方法により、以下の者に割当てる。
CHINA LIANDI ENERGY RESOURCES ENGINEERING
TECHNOLOGY LIMITED 71,000 株
左 建中 38,000 株
8. その他
 - ①発行する普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。
 - ②上記株式を割当てた者から申し込みがない場合は、当該株式に係る株式の割当てを受ける権利は消滅します。

以上